

第1章 制度の概要

この章では、災害補償制度の概要を説明します。詳しい内容は、関係法令・通達や基金本部発行の「補償実施の手引」（各市町・一部事務組合とも公務災害担当課にあります。）を参照してください。

1 災害補償制度の概要

(1) 地方公務員災害補償制度

地方公務員が公務上又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた身体的損害を補償するとともに、必要な福祉事業を行うことにより、地方公務員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

この災害補償制度の大きな特徴は、公務上の災害について使用者の無過失責任主義をとり、地方公共団体に過失がなくても補償義務が発生することです。

また、使用者の支配下でない通勤途上の災害についても、公務災害と同程度の補償が制度化されています。

(2) 地方公務員災害補償基金

地方公務員災害補償法の規定に基づき、昭和42年に地方公務員災害補償基金が設置されました。

基金では、使用者である地方公共団体に代わり、補償の実施を行っています。

本部は東京都に、各都道府県及び政令指定都市にそれぞれ支部が置かれ、災害の認定、補償の決定及び実施は、原則として各支部で行われます。

また、その活動と補償の実施に必要な財源は、全国の各地方公共団体からの負担金で賄われています。

栃木県においては、栃木県経営管理部職員厚生課内に支部が置かれ、支部長である知事のもとに副支部長と事務局が組織されています。

(3) 対象職員

県内の常勤職員（常勤的非常勤職員等を含む）約4.4万人（43団体）を対象としています。

なお、非常勤職員については、条例や労働者災害補償保険法等に基づき、各地方公共団体や厚生労働省等が補償を実施する仕組みになっています（非常勤職員に該当しない委員等は対象となりません）。

また、財団法人等に出向・派遣されている場合（研修を除く）は、地方公務員災害補償法ではなく、出向・派遣先の団体で加入する労働者災害補償保険法の対象となります（補償内容は、各法律・条例とも均衡を考慮しており、ほとんど遜色ありません）。

2 公務災害の概要

(1) 負傷

公務遂行中やその準備・後始末中、又は地方公務員法第42条の規定に基づき任命権者が企画・立案・実施したレクリエーションに参加中に負傷した場合、原則として公務災害に該当します。

ただし、勤務時間内であっても、私的行為中の負傷は該当しないこともあります。

負傷の場合、事実関係の把握が容易であり、基金が認定請求を受理後、概ね1～2週間程度で認定になります。

(2) 疾病

疾病は、本人の加齢や基礎疾患等様々な原因や要素が複雑に絡み合って発症する場合が多く、認定に際しては多大な調査と時間を要します（1～2年程度）。

公務災害として認定されるためには、様々な原因のうち、公務が最大の原因である（相当因果関係がある）と認められなければなりません。

したがって、単に勤務時間中に公務がきっかけで発症したというだけでは、公務災害としては認定されません。

逆に、公務と疾病の間に相当因果関係があると認められれば、自宅で発症した場合でも公務災害として認定されます。

【代表的な例】

「くも膜下出血」や「心筋梗塞」、「椎間板ヘルニア」、「精神疾患」等があります。
(9ページ以降参照)

公務上外の認定を行うに際して、負傷については、比較的容易に判断できる場合が多いですが、疾病、特に循環器系の疾病、腰痛、頸肩腕症候群、精神疾患等については、当該疾病と公務との間に相当因果関係が成立するか否かを解明するために、高度の医学的判断を要します。

疾病事案が起きた場合、早めに基金支部まで御相談ください。

3 通勤災害の概要

出勤途中又は退勤途中で発生した災害に起因する負傷・疾病は、通勤災害として扱われます。通勤災害とは、職員が、勤務のため、

- (1) 住居と勤務場所との間の往復
- (2) 勤務場所等から他の勤務場所への移動
- (3) 上記(1)の往復に先行し又は後続する住居間の移動

を、合理的な経路及び方法により行うこと(下記の「公務災害」として扱われる事案を除く。)に起因する災害をいいます。したがって、その移動の経路を逸脱し、またはその移動を中断した場合において発生した災害は、通勤災害に該当しません(逸脱・中断)。

ただし、「日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるもの」に該当する行為を、やむを得ない事由により行う場合は、当該逸脱又は中断の間に生じた災害を除き、通勤災害となります。

逸脱・中断に該当するかどうかは、認定要件に照らして判断しますので、早めに基金支部に御相談ください。

なお、(2)の勤務場所から他の勤務場所への移動については、

- ① 一の勤務場所から他の勤務場所への移動
- ② 労働者災害補償保険法の適用事業にかかる就業の場所から勤務場所への移動
- ③ 国家公務員災害補償法に規定する職員の勤務場所から勤務場所への移動
- ④ その他の勤務場所並びに②及び③に掲げる就業の場所に類するものから勤務場所への移動

とされており、地方公務員法、教育公務員特例法及び地方独立行政法人法で定める兼業規制に違反して就業している職員については除外されます。

(3)の「上記(1)の往復に先行し又は後続する住居間の移動」については、単身赴任手当の支給を受ける職員その他当該職員と均衡上必要があると認められる職員が行う移動とされています。

※ 通勤途上であっても「公務災害」として扱われる事案

- ① 公務運営上の必要により特定の交通機関によって出勤又は退勤することを強制されている場合の出勤又は退勤の途上
- ② 突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに又はあらかじめ出勤することを命ぜられた場合の出勤又は当該退勤の途上
- ③ 午後10時から翌日の午前7時30分までの間に開始する勤務につくことを命ぜられた場合の出勤の途上
- ④ 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上
- ⑤ 宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務に就くため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上
- ⑥ 引き続いて24時間以上となった勤務が終了した場合の退勤の途上
- ⑦ 地方公務員法第24条第5項の規定に基づく条例に規定する勤務を要しない日に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上

- ⑧ 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日に特に勤務することを命ぜられた場合（交替制勤務者等でその日に当然勤務することとなっている場合を除く。）の出勤又は退勤の途上
- ⑨ 勤務を要しない日とされていた日に勤務時間の割振りが変更されたことにより勤務することとなった場合（交替制勤務者等にあつては、その日前1週間以内に変更された場合に限る。）の出勤又は退勤の途上
- ⑩ その他、上記に掲げた場合に準じると認められる出勤又は退勤の途上（例えば、特に命ぜられて1時間以上早く出勤する途上で異常な時間帯に該当しない場合等）

【逸脱・中断】

「逸脱」とは、通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれることをいい、「中断」とは、合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為をおこなうことをいう。

※ 逸脱・中断になる事例

- ・ 退勤途中で娯楽のためのパチンコ、ゴルフ練習、料亭等で飲食等をする場合
- ・ 映画等を観るため回り道をする場合
- ・ 歓送迎会等宴会に行く場合
- ・ 冠婚葬祭に行く場合

ただし、逸脱又は中断を、「日常生活上必要な行為であつて総務省令で定めるもの」に該当する行為のためやむを得ない事由により行う場合、**当逸脱又は中断の間に生じた災害を除き**通勤災害に該当します。

なお、経路上の店で雑誌等を買う場合等の「ささいな行為」や、通勤に伴う「合理的必要行為」（ガソリン補給のためガソリンスタンドに立ち寄る経路、誤って1～2駅乗り越して戻る経路等）は、**逸脱又は中断には当たりません。**

	当該行為中	当該行為後
逸脱・中断に当たらない（ささいな行為）場合	○	○
逸脱又は中断に該当するが、日常生活上必要な行為であつて総務省令で定めるものに <u>該当する場合</u>	×	○ (経路に復した後)
逸脱又は中断に該当し、日常生活上必要な行為であつて総務省令で定めるものに <u>該当しない場合</u>	×	×

(備考) ○印は通勤災害該当、×印は非該当

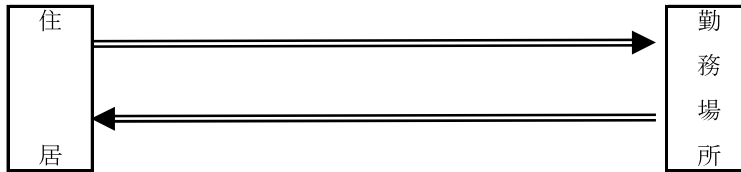
※ 「日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるもの」（基金関係通達集「『通勤』の範囲の取扱いについて」参照）

- ① 日用品の購入その他これに準ずる行為
- ② 法令で規定する教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為
- ③ 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為
- ④ 選挙権の行使その他これに準ずる行為
- ⑤ 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者等の介護

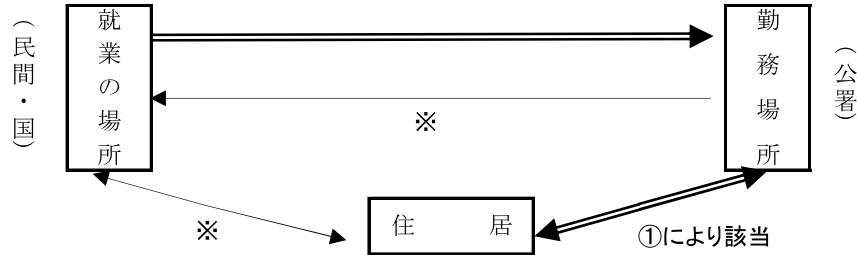
(参 考)

通勤災害認定基本図

① 住居と勤務場所との間の往復である場合

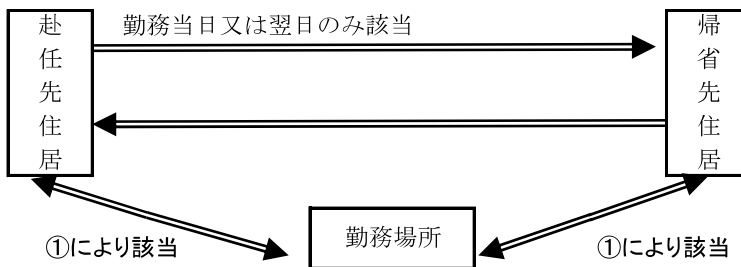


② 複数就業者の就業の場所から公署への移動である場合（無許可兼業等に係る移動については除く。）

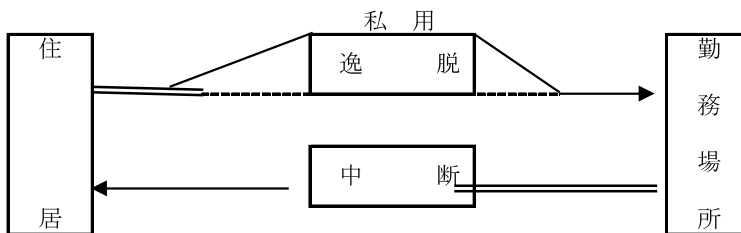


※ 「公署」又は「住居」から、「民間・国」への移動については、労災保険制度等の取り扱いが検討される。

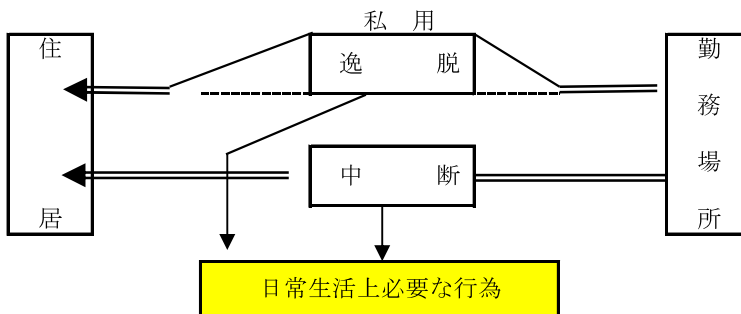
③ 単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居間の移動である場合（帰省することを常としている場合のみ）



④ 逸脱又は中断が日用品の購入等でない場合（経路に復したとしても通勤とはしない。）



⑤ 逸脱又は中断が日用品の購入等である場合（経路に復した後は通勤とする。）



注 二重線部分での被災は、「通勤災害」に該当する。